

平成23年度第1回埼玉県廃棄物処理施設専門委員会

次 第

日時：平成23年7月15日（金）

14:00～16:00

場所：埼玉会館7B会議室（7階）

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長の選出について
- 5 議 題
 - (1) 廃棄物処理施設変更許可申請について
 - (2) その他
- 6 閉 会

【資料】

廃棄物処理施設変更許可申請書及び生活環境影響調査書

【配付資料】

- 資料1 廃棄物処理施設変更許可申請の概要
- 資料2 関係市町長及び利害関係を有する者の意見
- 資料3 現地調査等における主な質疑応答

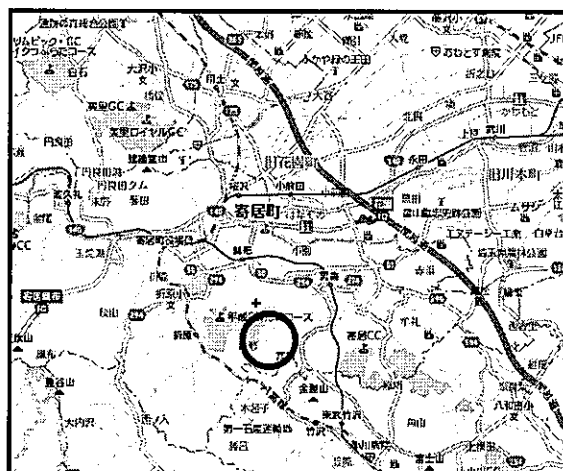
廃棄物処理施設変更許可申請の概要

1 申請者

埼玉県知事 上田 清司
(埼玉県環境整備センター)

2 所在地

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山
字向田368番外226筆
(面積：896,374.03㎡、
用途地域：工業専用地域)



事業位置図

3 施設概要

(1) 施設の種類

一般（産業）廃棄物の最終処分場（管理型）

(2) 処理する廃棄物の種類

一般廃棄物：ごみ焼却灰、し尿処理場焼却灰、不燃物

産業廃棄物：燃え殻、汚泥（浄水場汚泥に限る。）、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類

※いずれも石綿含有廃棄物を除く

4 処理施設の変更内容

埋立地増設

変更前：埋立地の面積 225,500㎡ 埋立容量 2,141,000㎡

変更後：埋立地の面積 282,500㎡ 埋立容量 2,758,000㎡

5 今までの手続き

平成23年 3月16日 計画書受理

(審査結果回答：平成23年3月30日)

4月 6日 変更許可申請書受理

5月 6日 変更許可申請書縦覧開始

(縦覧期間：平成23年6月6日まで)

5月27日 廃棄物処理施設専門委員会による現地調査

6月 3日 //

6月 6日 小川町、寄居町からの意見回答受理

6月13日 深谷市からの意見回答受理

6月20日 利害関係者からの意見受付終了

関係市町長及び利害関係を有する者の意見

1 法第9条第2項の規定で準用する第8条5項の規定に基づく関係市町長からの意見

法第15条の2の6第2項の規定で準用する第15条第5項の規定に基づく関係市町長からの意見

| 関係市町 | 意見 |
|---------|--|
| 寄居町 | <p>第Ⅱ期事業地周辺は山林などの自然に恵まれ、地元の住民にも長年親しまれてまいりました。第Ⅱ期事業に係る環境影響評価書にも記載されているとおり、事業地及びその周辺には保全すべき動植物や生態系があることも確認されております。</p> <p>つきましては、野生生物の保護、その他自然環境の保全並びに公害の防止について、地元合意のもと公害防止協定書を締結するなど、十分に配慮されることをお願いいたします。</p> |
| 深谷市・小川町 | 意見なし |

2 法第9条第2項の規定で準用する第8条6項の規定に基づく利害関係を有する者の意見

法第15条の2の6第2項の規定で準用する第15条第6項の規定に基づく利害関係を有する者の意見

なし

| 1. 事業計画全般について | | |
|---------------|---|---|
| 番号 | 質問内容 | 回答 |
| 1-1 | 埋立地を廃止して増設する理由は何か。 | 現行計画のうち、資源循環工場（I期）用地に使用したために計画廃止した埋立地の代替として整備するもので、総埋立量に変更はない。 |
| 1-2 | 現在受け入れている廃棄物の割合は一廃と産廃でどれくらいの割合か。 | 概ね一廃：7、産廃3の割合である。廃棄物の中身としては、焼却灰が減りつつある一方で、不燃物が増えつつある。焼却灰はセメント工場の材料になるなどリサイクルに回っている。 |
| 1-3 | 有機物の受入の割合の基準はどうなっているのか。 | 熱しゃく減量が10パーセント以下のものを受け入れている。また、汚泥は浄水場汚泥のみを受け入れる。また、地元との約束で飛灰は受け入れない。 |
| 2. 埋立工について | | |
| 番号 | 質問内容 | 回答 |
| 2-1 | 埋立はどのように行うのか。 | 再資源化が可能なものはできるだけ使い、ここに持ち込まれるのは再資源化できなかったものである。また、覆土に使う土は場内で発生したのを使い、他から持ってこない。新しい埋立地でも同様の方法で行う。 |
| 2-2 | 埋立覆土の検査、時間などについてどうか。 | 非常勤の嘱託職員2人が、埋立地で持ち込まれる廃棄物を検査している。埋立の時間は9:00～16:00で、覆土は17:00までに終わる。 |
| 2-3 | ダンプが埋め立てた後、残った廃棄物が道路に落ちて苦情があったことはあるか。 | 苦情はない。搬入車両は埋立場を出た後に必ず洗車場と高圧洗浄機で車を洗浄する。洗浄した水は浸出水処理施設で処理する。 |
| 3. 遮水工について | | |
| 番号 | 質問内容 | 回答 |
| 3-1 | 千葉県八千代市の事例で、遮水シートが破れる事例があった。こうしたことへの対応は考えているか。 | 二重の遮水シートの中に自己修復シートを入れることで、水が漏れにくい構造としている。あわせて、漏水検知システムも予定している。 |
| 3-2 | 遮水シートの素材はどのようなものを使用する予定か | FPA（フレキシブル・ポリマー・アロイ）シートまたは同等以上の素材を使用する。 |
| 4. 構造について | | |
| 番号 | 質問内容 | 回答 |
| 4-1 | 盛土材として使用する発生土は岩と軟弱層が混ざるが、適正な強度が得られるのか。 | 沢部に堆積する軟弱層は残土として搬出する。事前調査として、盛土材料の主体となる寄居層の含礫砂岩と緑色岩露頭から試料を採取し、突き固め試験と三軸圧縮試験を行い、盛土材料適正化を確認した。試料は地表の露頭から採取したもので、緑色岩、含礫砂岩ともに強風化部と弱風化したCL級岩盤が混在した試料を採取していることから、概ね実際の施工時の状況にあった平均的な試料で試験を実施したものと判断される。 |
| 4-2 | 防災調節池の水位と13号埋立地南側えん堤の安定性の関連について、検討したか。 | 3添1による。えん堤の安定性は防災調節池が満水時でなく、より不安定となる空の状態と計算した。なお、池の法面は水が浸みこまないように処理する。えん堤内の水位は考慮していない。安定計算では、満水時と通常時で単位体積重量を変えて計算している。 |
| 4-3 | 切土面に破砕帯が出た場合、水みちとなるので対策が必要と考えられる。切土面に断層が出た場合は、面的な排水をすることも必要である。旭川では、面排水を施工した事例がある。断層が出ることは想定しておいた方がよいが、最初から対策工をする設計だと過大となる。 | 切土面に破砕帯が出現した場合、専門技術者が法面を観察し、破砕帯の性状や層厚、湧水状況を把握し、湧水量が多い場合は、可能な限り水を抜く対策工を実施する。地下水はそれほど高くないので、降雨時にどれだけ水が出るのかが問題である。対策工は現場の状況に応じて対応したい。 |
| 5. 水処理について | | |
| 番号 | 質問内容 | 回答 |
| 5-1 | 浸出水のモニタリングは実施しているか。 | 浸出水、地下水ともに集水施設でモニタリングしている。 |
| 5-2 | 埋立地の増設により下流への影響はないか。 | 増設分の浸出水は、既存の水処理施設で処理されるため、新たな負荷は発生しない。 |
| 5-3 | 地下水の処理について。 | 通常は防災調節池に入れるが、異常があれば、バルブを切り替え、浸出水とともに処理する。13号埋立地では地下水の一部を洗車場や高圧洗浄機に使用する計画である。 |
| 5-4 | 地震時に処理水の管路が損傷した場合どのような対応をとるのか。 | 増設地からの配管はU字溝の内部に配置し、二重構造の計画としている。通常の維持管理はU字溝の水質をモニタリングすることで対応できる。 |
| 6. 維持管理について | | |
| 番号 | 質問内容 | 回答 |
| 6-1 | 埋立地のガスの濃度の検査をしているか。 | 引火性・可燃性ガスが発生する可能性があるため、ガスの濃度検査をしている。 |
| 7. その他 | | |
| 番号 | 質問内容 | 回答 |
| 7-1 | 基準省令対照表（構造）（1）の記載について『本計画は、左記（イ）に該当しており・・・』とあるが、該当は（ハ）ではないのか。 | （ハ）の誤り。 『ポリプロピレンアロイ』でなく『ポリマーアロイ』の誤り。 |